

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 25 条に係る告示新旧対照表

新	旧
<p>平成 17 年 10 月 11 日茨城県告示第 1182 号で告示した茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 17 年茨城県規則第 98 号)第 25 条に基づき知事が定める化学物質について、次のように改正し、<u>令和 5 年 4 月 1 日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 4 年 11 月 21 日</u> 茨城県知事 大井川 和彦</p> <p>平成 17 年 10 月 11 日茨城県告示第 1182 号中、各号列記部分を次のように改める。</p> <p>(1) アセトン (2) アンモニア (3) エチレン (削除) (4) 塩化水素 (5) 塩素 (6) 黄りん (7) 五塩化りん</p>	<p>平成 17 年 10 月 11 日茨城県告示第 1182 号で告示した茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 17 年茨城県規則第 98 号)第 25 条に基づき知事が定める化学物質について、次のように改正し、<u>平成 21 年 10 月 1 日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 21 年 9 月 30 日</u> 茨城県知事 橋本 昌</p> <p>平成 17 年 10 月 11 日茨城県告示第 1182 号中、各号列記部分を次のように改める。</p> <p>(1) アセトン (2) アンモニア (3) エチレン (4) <u>エチレングリコールモノブチルエーテル</u> (5) 塩化水素 (6) 塩素 (7) 黄りん (8) 五塩化りん</p>

(8) 酢酸エチル	(9) 酢酸エチル
(9) 酢酸-ノルマル-ブチル	(10) 酢酸-ノルマル-ブチル
(10) 三塩化りん	(11) 三塩化りん
(11) シクロヘキサノール	(12) シクロヘキサノール
(12) シクロヘキサノン	(13) シクロヘキサノン
(削除)	(14) シクロヘキサン
(13) 1,1-ジクロロエタン	(15) 1,1-ジクロロエタン
(14) 2,6-ジクロロフェノール	(16) 2,6-ジクロロフェノール
(15) 2,3,4,6-テトラクロロフェノール	(17) 2,3,4,6-テトラクロロフェノール
(16) テトラブromoエタン	(18) テトラブromoエタン
(17) 2,4,5-トリクロロフェノール	(19) 2,4,5-トリクロロフェノール
(18) 1,2,3-トリクロロベンゼン	(20) 1,2,3-トリクロロベンゼン
(19) 1,2,4-トリクロロベンゼン	(21) 1,2,4-トリクロロベンゼン
(20) 1,3,5-トリクロロベンゼン	(22) 1,3,5-トリクロロベンゼン
(21) 二酸化硫黄	(23) 二酸化硫黄
(22) 二酸化窒素	(24) 二酸化窒素
(23) オルト-ニトロフェノール	(25) オルト-ニトロフェノール
(24) ノルマル-ブタノール	(26) ノルマル-ブタノール
(25) フタル酸ジメチル	(27) フタル酸ジメチル
(26) ふっ化けい素	(28) ふっ化けい素
(27) プロピレン	(29) プロピレン
(28) ヘキサクロロブタジエン	(30) ヘキサクロロブタジエン
(29) 2-ヘキサノン	(31) 2-ヘキサノン

- (30) メタノール
- (31) メチルエチルケトン
- (32) メルカプタン
- (33) 硫化水素
- (34) りん化水素
- (35) 硫酸（三酸化硫黄を含む。）

- (32) メタノール
- (33) メチルエチルケトン
- (34) メルカプタン
- (35) 硫化水素
- (36) りん化水素
- (37) 硫酸（三酸化硫黄を含む。）